（認定及び変更の認定に関する経過措置）

第三条　法第九条第一項の認定の申請又は法第十条第一項の変更の認定の申請が平成三十年一月十二日（当該申請が、バイオマス発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第二条第一項各号に掲げるバイオマスを発電に利用するものに限る。）に係る法第九条第三項の認定又は当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定（施行規則第九条第一項第十一号及び第十二号に掲げる変更の認定に限り、当該設備において利用するバイオマス燃料（当該バイオマス燃料がメタン発酵ガスである場合にあっては、その原料）の種類を減少させる変更に係るものを除く。）に係るものである場合にあっては、平成二十九年十二月十二日）までに行われ、当該申請に係る接続同意書が平成三十年二月十六日までに経済産業大臣に提出された場合であって、当該申請に係る法第九条第三項の認定の日又は法第十条第一項の変更の認定の日が平成三十年四月一日以降である場合は、当該認定の日が平成三十年三月三十一日であるものとみなし、この告示による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該認定が太陽光発電設備に係るものである場合における当該設備の運転開始期限日に係る規定の適用については、この限りでない。

第四条　法第十条第一項の変更の認定の日が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合における第四条第三項及び第五条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条　この告示の施行前にされた風力発電設備であってその出力が二十キロワット以上のものに係る法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を増加させる変更であって、当該増加が十キロワット未満又は当該設備の出力の二十パーセント未満である場合に限る。）の認定に限る。以下同じ。）の申請（次条第一項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。）に係る変更の認定については、第三条第五項の規定は、適用しない。

2　この告示の施行前にされた水力発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請（次条第二項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。）に係る変更の認定については、第四条第三項の規定は、適用しない。

3　この告示の施行前にされた地熱発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請（次条第三項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。）に係る変更の認定については、第五条第二項の規定は、適用しない。

4　この告示の施行前にされたバイオマス発電設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請（次条第四項に掲げる場合におけるものを除き、当該申請に係る接続同意書が平成三十年十一月三十日までに経済産業大臣に提出されたものに限る。）に係る変更の認定については、第六条第四項の規定は、適用しない。

第六条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下この条において「改正法」という。）附則第六条第一項の規定により、風力発電設備であってその出力が二十キロワット以上のものに係る改正法による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第五条第一項に規定する接続の請求（以下「旧接続請求」という。）を行う場合であって、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請（当該申請に係る接続同意書が同時に経済産業大臣に提出されたものに限る。以下この条において同じ。）に係る変更の認定については、第三条第五項の規定は、適用しない。

2　改正法附則第六条第一項の規定により、水力発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第四条第三項の規定は、適用しない。

3　改正法附則第六条第一項の規定により、地熱発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第五条第二項の規定は、適用しない。

4　改正法附則第六条第一項の規定により、バイオマス発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、改正法附則第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされた日が平成三十年三月一日以降であるときは、当該みなされた日の翌日から起算して一月を経過する日までにされた当該設備に係る法第十条第一項の変更の認定の申請に係る変更の認定については、第六条第四項の規定は、適用しない。

○経済産業省告示第五十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第十二項の規定に基づき、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第十四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標の一部を改正する告示

電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（平成二十九年経済産業省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
2　風力発電 ［削る］	2　風力発電 (1)　風力発電設備であって、その出力が20kW未満のもの その導入動向を踏まえながら、コスト低減を図りつつ、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。